

# 条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県総合リハビリテーションセンター条例		
条 例 番 号	平成 16 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集	第 6 編第 1 章第 8 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部福祉監査指導課		
条 例 の 概 要	心身障害者及び中高年等の社会復帰を効果的に推進するため、福祉と医療の連携により、総合的かつ一貫したリハビリテーションを実施するための施設である。神奈川県総合リハビリテーションセンターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	県総合リハビリテーションセンターは、心身障害者及び中高年の社会復帰を効果的に推進するため、福祉と医療の連携により、総合的かつ一貫したリハビリテーションを実施するための施設であり、今後も引き続き設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、県総合リハビリテーションセンターの設置及び管理に関して定めるものであり、必要な条例である	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県総合リハビリテーションセンターは、入所及び入院している者等に最も適した診断、治療及び機能回復訓練のほか、職業準備訓練、生活支援等を積極的に行うとともに、併せてこれらに関する研究を行い、総合的かつ一貫したリハビリテーションを提供しており、有効に機能している。	平成 20 年度実績 福祉事業 延入所者数 86,575 人 日中訓練延人数 40,218 人 病院事業 延入院患者数 161,577 人 延外来患者数 97,836 人
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	公の施設の管理に民間活力を活用し、住民サービスの向上や、経費の節減等を図ることを目的とした指定管理者制度が導入されており、効率的に施設運営がされている。	平成 18 年度から平成 27 年度まで神奈川県総合リハビリテーション事業団を指定管理者として指定。
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	リハビリテーション推進体制の整備については「神奈川県構想・実施計画」に位置づけられており、県の基本方針と適合しているほか、指定管理者制度を導入しており、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。また、障害者支援施設については、神奈川県障害福祉計画に基づき、障害者の地域生活移行を推進しており、県の方針に合致するものである。	障害者支援施設入所定員の削減 平成 18 年度 250 人 平成 20 年度 200 人
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点での改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)